

地域生活支援事業所管理者 様

横浜市健康福祉局障害企画課長

**地域生活支援事業（6月請求分）の請求エラーについて（確認依頼）**

日頃から本市の障害福祉施策の推進に格段の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年5月7日（火）から5月17日（金）に各区役所にて新たに登録された地域生活支援事業に関する支給決定データ（受給者台帳）がかながわシステムに登録できていないことが判明しました。これにより、令和元年5月21日（火）から6月10日（月）に各事業所にてかながわシステム上で登録された契約情報がエラーになり、6月分の請求情報も登録できていない可能性があります。

かながわシステムでエラーの状況を別紙の方法で確認していただき、エラーコードが「3210」となっている場合は、7月以降に再度契約と請求の登録を行ってください。

1. 対象事業

移動介護、通学通所、日中一時支援、地域活動支援センター事業デイサービス型、訪問入浴

2. かながわシステムでのエラーの確認方法

別紙「かながわシステム確認方法」を参照してください。

以上

お問い合わせ先

横浜市健康福祉局障害福祉部

○本通知に関すること

障害企画課企画調整係 TEL：045-671-3601

○その他エラーに関すること

・移動介護、通学通所

障害福祉課移動支援係 TEL：045-671-2401

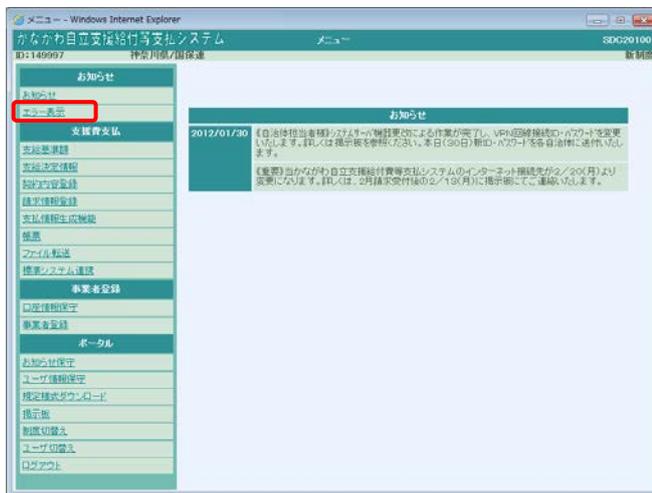
・訪問入浴

障害福祉課事業者育成担当 TEL：045-671-2402

・日中一時支援、地域活動支援センター事業デイサービス型

障害支援課在宅支援係 TEL：045-671-3821

# かながわシステム確認方法



①かながわシステムにログインし、メニューから「エラー表示」をクリックします。



②R1/5/21～R1/6/10 にアップロードした**契約情報**のエラーのエラーNOをクリックします。  
(複数存在する場合は、すべてご確認ください。)



③「E」欄に「3210」と表示されている場合、今回の不具合により、契約・請求ができていない可能性があります。  
まだ再請求を行っていない場合、契約・請求のアップロードをしてください。